



情報セキュリティポリシーの改定とセキュリティ関連規程の整備について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-11-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/15074

情報セキュリティポリシーの改定とセキュリティ関連規程の整備について

情報システム室 植田彩子

平成 28 年 4 月 1 日から新しい情報セキュリティポリシーが施行された。情報セキュリティポリシー改定の検討過程を記録するとともに、見直しのポイント、今後の展望について述べてみたい。

新旧の情報セキュリティポリシーを区別するため、従前の情報セキュリティポリシーは、以下、旧ポリシーと記載する。特に、区別して記載する必要がない限り、「公立大学法人大阪府立大学情報セキュリティポリシー」及び「公立大学法人大阪府立大学情報セキュリティポリシー実施要領」の両方をあわせて旧ポリシーと総称する。

1. 課題

旧ポリシーは、法人化と時期を同じくして平成 17 年に策定されたが、組織再編などの影響で組織名の修正を行った以外、内容の見直しを行うことなく 10 年以上が経過しており、実情にあわなくなっていた。

とりわけ、平成 23 年に工業高等専門学校が法人統合されたあとも、大阪府立大学と工業高等専門学校が、それぞれに情報セキュリティポリシーを維持する状態が続いていたため、新しい情報セキュリティポリシーの策定が急務であった。

以下に旧ポリシーに関する課題をまとめる。

- ① 工業高等専門学校の法人統合の際に、抜本的な改定ができなかったために、一部に不整合を来たしていた。
- ② 誰が何を実施すべきかの記述が明確でなかった。
- ③ 情報セキュリティ対策の主体が学術情報センターに偏り、部局でも情報セキュリティ対策を実施することについて、十分に理解が得られていなかった。

2. 情報セキュリティポリシーの見直し

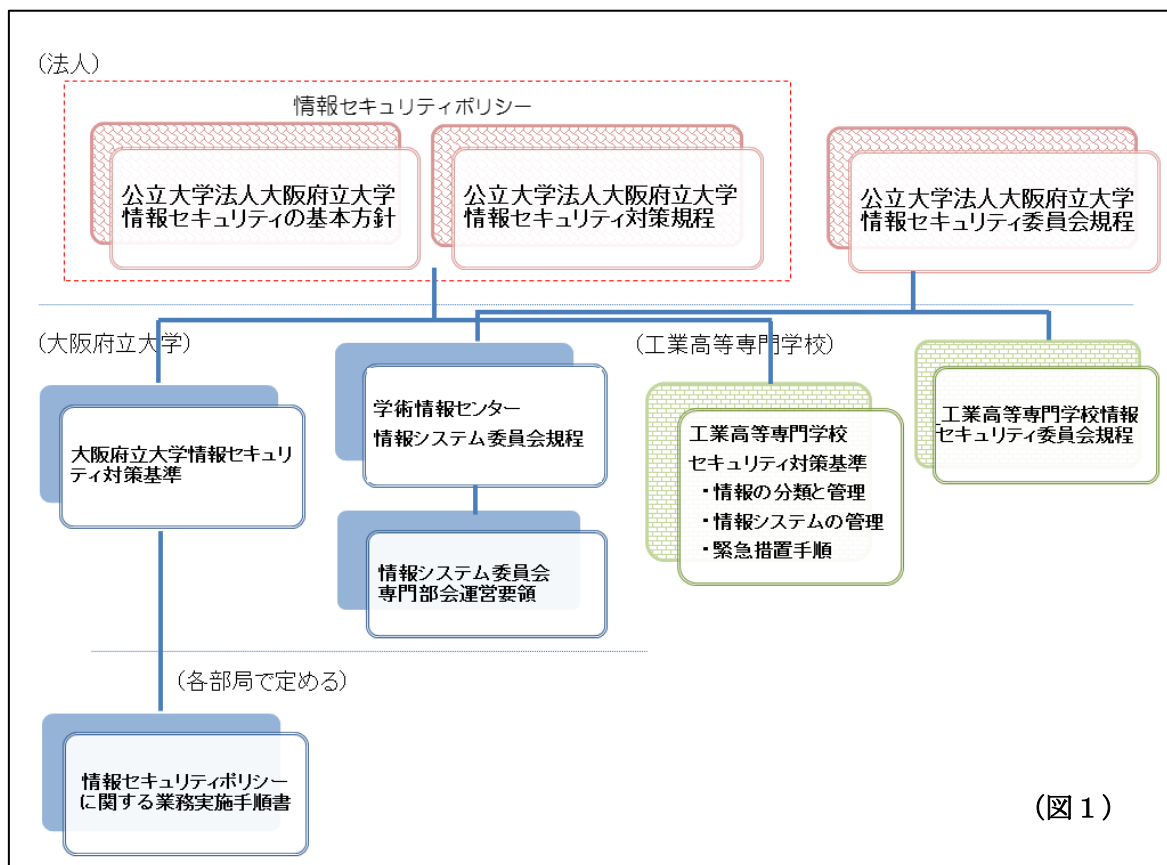
情報セキュリティポリシー策定のためのツールとして、いくつかの雛型が存在するが、旧ポリシーと同様に、国立情報学研究所が公開している「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集」を採用した。大阪府立大学と工業高等専門学校では、教育・研究活動の性質が異なることに加え、予算規模にも差があることから、画一的な情報セキュリティ対策を実施することには無理があると考え、それぞれの特性を妨げることなく、法人全体の情報セキュリティを確保する体制を築くことを方針とした。

はじめに法人としての情報セキュリティに関する枠組みを定め、次に大阪府立大学と工業高等専門学校が、それぞれ実施する情報セキュリティ対策に関する事項の整理に着手し、情報セキュリティポリシーに関連する各種の規程の見直しを行った。

最終的に、(図 1) に示す形で情報セキュリティポリシーを策定し、セキュリティに関

連する規程類の整備を行っている。概要を以下で説明する。

「公立大学法人大阪府立大学情報セキュリティの基本方針(平成28年4月1日施行)」(以下、「基本方針」とする。)では、法人の情報セキュリティに関する理念を定めた。「公立大学法人大阪府立大学情報セキュリティ対策規程(平成28年4月1日施行)」(以下、「対策規程」とする。)では、情報セキュリティに関する実施体制を定めている。これら2つの規程をあわせて情報セキュリティポリシーとしている。対策規程に関しては、組織改編をはじめ、社会的な情勢の変化などに対応するため、適時改定していくことを念頭において、理念を定める基本方針とは分離している。



基本方針と対策規程は法人の規程に位置づけられる。情報セキュリティポリシーの内容の多くの部分は、情報セキュリティ対策を実施する組織として、法人の下に大阪府立大学と工業高等専門学校を位置づけし直したものである。(課題①の問題解消)

また、情報セキュリティ委員会は、大阪府立大学と工業高等専門学校の情報セキュリティ対策の実施状況を評価する法人の委員会として、委員の構成を見直し、職掌に関わる条文の改定を行っている。

規程として完成させる段階では、総務・施設課から様々な指摘をいただいた。ほかの規程と矛盾しないか、規程として適切な表現か等の観点から手直しを行っていただいている。

法人の情報セキュリティポリシーに基づく具体的な対策に関わる事項は、大阪府立大

学と工業高等専門学校が、それぞれの実情に合わせて「対策基準」を定めることとした。情報セキュリティ対策に関する事項を検討する委員会として、大阪府立大学には情報システム委員会を置き、工業高等専門学校には工業高等専門学校情報セキュリティ委員会を置いている。それぞれの組織に情報セキュリティ対策を検討する委員会を設置することで、組織間で異なる事情をクリアしながらも、法人の情報セキュリティ委員会が情報セキュリティ対策の実施状況を評価することで、一定の情報セキュリティ対策レベルを確保することを目指している。

旧ポリシーでの規程改定における手続きの複雑さを解消するため、情報セキュリティ対策の実質的な部分は、大学（あるいは工業高等専門学校）が維持する要領・細則の位置づけとした。今後は、状況の変化にも柔軟に対応し、適時の見直しが可能になると考えている。

3. 体制の見直し

大阪府立大学では、情報セキュリティ対策に関する事項の検討の場を情報システム委員会へ移したことで、委員会の開催が前年までに比べて容易になった。大学で発生する情報セキュリティ事案について情報を共有し、委員会において対応を検討するための体制を整えた。

また、本改定では情報セキュリティ対策を担う役割の見直しを行っているが、情報システム委員会委員は、その要である。旧ポリシーでも情報システム委員会委員は、セキュリティ対策を担っていた（システム管理者）が、本改定において、情報システム委員会委員を情報システムセキュリティ推進者として指名し、部局情報セキュリティ責任者を補佐する役割であることを明記した。さらに、情報セキュリティ事案が起こった場合、部局内の対応に関わる立場にあることを盛り込んだ。

情報システム委員会は、教員各組織から選出された教授と事務課の課長等から構成された委員会であり、情報システム委員会が大学の情報セキュリティ対策の中心的役割を担うことで横の連携を強化し、情報セキュリティ事案への迅速な対応と、情報セキュリティ対策の向上を期待するものである。

また、従前は漠然と部局に求めていた情報セキュリティ対策の実施について、部局が所管する情報システムには、情報システムセキュリティ担当者を置くことを定め、実施すべき情報セキュリティ対策の内容を記載し、情報セキュリティ対策の主体を明確にするよう心がけた。（詳細は、情報セキュリティ対策基準の項目を参照。）

4. 情報セキュリティ対策基準

大学における情報セキュリティ対策の具体的な事項を定めた規則が「大阪府立大学情報セキュリティ対策基準」（以下、「大学対策基準」とする）である。

旧ポリシー実施要領に比べ、部局が行うセキュリティ対策については、かなりのウェイトを置いて踏み込んだ見直しを行っている。情報セキュリティ対策と言うと、これまでキャンパスネットワークの管理者である学術情報センターに、その運用や管理などの

責務が集中していた。一方で、部局が管理する情報システムについては、一部を除いて、その全容は把握ができていなかった。大学全体として、情報セキュリティの意識を高め、いくためにも、誰がどのような目的で情報システムを設置・運用しているか確認しておく必要がある。

さらに、部局内でセキュリティ対策を行う主体をはっきりさせるため、保有している情報システムに情報システムセキュリティ担当者を指名することを定めた。情報システムセキュリティ担当者が行うべき情報セキュリティ対策については、大学対策基準のなかで、そのアウトラインを示している。(課題②の問題解消) 現在のところ、まだまだ十分な内容とは言えないが、大学対策基準を実効性の伴ったものにするためにも、情報システムセキュリティ担当者の意見も伺いながら、情報システム委員会で審議し、内容の拡充を図っていききたい。部局が設置した情報システムは、部局が情報セキュリティ対策を行うことの重要性についても、理解を求めていきたい。

早速、平成 28 年度から部局が保有している情報システムの調査に着手している。新しい情報セキュリティポリシーが施行されてから日が浅く、全学に存在する情報システムが網羅できるようになるまでには、かなりの期間を要することが予想される。今後も、地道に調査を進めていかなければならない。

大学対策基準では、講習計画を大学統括情報セキュリティ責任者が策定することになっている。特に、近年、情報セキュリティ事案が増加しつつある状況を踏まえて、大学対策基準ではセキュリティインシデントの対応手順は、他の項目と比較すればわかるとおり、かなり詳細に記載している。インシデントが発生した場合の対応について定め、周知しておくことが極めて重要と考えている。

5. まとめ

長年の懸案であった情報セキュリティポリシーは改定できたが、情報セキュリティポリシーの見直しは、新しい体制のスタートに過ぎない。今後も、みなさんからご意見をいただきながら内容を充実させていく必要がある。

新しい情報セキュリティポリシーが広く認知され、法人全体に情報セキュリティに対する意識が浸透するよう、継続的に働きかけていかなければならない。

以上